

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 27) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 35) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成 42 年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。</p> <p>具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>年間 1,500kl(原油換算)以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)において規制対象となっている事業者(以下「特定事業者」という。)や、年間 3,000 万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主(以下「特定荷主」という。)等。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組(先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝(るつぼ)炉設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コジェネレーション設備、出荷状況管理システム、受発注管理システム等</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>税制の適用期間内に取得・建設し、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、又は税額控除(4%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備(全ての発電設備について、自営線は対象とする)。</p> <p>①太陽光発電設備(10kW 以上)</p> <p><下記要件を満たすもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの <p><付帯的設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池

※ 修繕及び増設のためにパネルや PCS 等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。

②風力発電設備(1 万 kW 以上)

<下記要件を満たすもの>

- ・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて

導

入するもの

<付带的設備>

- ・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備

※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む

③中小水力発電設備(3 万 kW 未満)

<下記要件を満たすもの>

- ・kW あたりの資本費が以下を満たすもの

200kW 未満・・・272 万円/kW 以下

200kW 以上 1,000kW 未満・・・109 万円/kW 以下

1,000kW 以上 3 万 kW 未満・・・39 万円/kW 以下

④木質バイオマス発電設備(2 万 kW 未満、木質バイオマス燃料の年間利用率 80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

- ・年間稼働率 80%以上と見込まれるもの

- ・kW あたりの資本費一定以下

2,000kW 未満・・・62 万円/kW 以下

2,000kW 以上 2 万 kW 未満・・・41 万円/kW 以下

- ・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

- ・熱供給設備

- ・燃料製造設備

⑤バイオマス利用メタンガス発電装置

<下記要件を満たすもの>

- ・熱電併給(発電設備及び熱供給装置を同時に新設)の場合

<付带的設備>

- ・原料受入・前処理設備

⑥木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h 未満、木質バイオマス燃料年間利用率 80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

- ・装置の熱効率 80%以上と見込まれるもの

- ・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

- ・発電設備

- ・燃料製造設備

⑦地熱発電設備(1,000kW 以上)

<下記要件を満たすもの>

- ・年間発電時間利用率 80%以上と見込まれるもの

《関係条項》

【省エネルギー】

—

【再生可能エネルギー】

		法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10、施行令第27条の5、第39条の40) 所得税(租税特別措置法第10条の2、施行令第5条の4)
4	担当部局	【省エネルギー】 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 【再生可能エネルギー】 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスでは、平成42年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成28年5月にFIT法を改正、平成29年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。 また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で5,030万kl程度の省エネルギーを実施することによって、平成42年度のエネルギー需要を326百万kl程度と見込む。」 ○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中</p>

		に進める。」
		<p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月経済産業省決定)</p> <p>「重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、平成 25 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー・環境</p> <p>新エネルギー・省エネルギー</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成 42 年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。</p> <p>産業部門: 1,042 万 kl 業務部門: 1,226 万 kl 運輸部門: 1,607 万 kl</p> <p>【再エネルギー】</p> <p>平成 42 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体: 22~24%程度(2,366~2,515 億kWh) 太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh) 風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh) 地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh) 水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh) バイオマス: 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。</p> <p>エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な投資で進む省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。</p> <p>また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業者単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>さらに、運輸部門では、E コマース拡大による再配達増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、E コマース事業者を含め、物流に係る事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。</p>

			<p>これらに対して、規制的措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制的措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。</p> <p>【再生エネルギー】 再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与する。しかしながら、他電源と比較して導入初期の設備投資や工事負担金の支払い等の導入コストが高く、また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多いことや、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しないなどリスクが大きいことが導入拡大に向けた大きなハードルとなっている。</p> <p>そのため、本税制措置によって、再生可能エネルギー発電設備導入時のキャッシュフローを改善し、リスクを低減させることは有効な手段である。</p> <p>※固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <p>平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW 平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW 平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。</p> <p>・大規模省エネ投資 適用件数: 特定事業者 707 者/年(見込み) 推計方法: 原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。</p> <p>・連携省エネルギー取組 <工場> 適用件数: 40 件/年(見込み) 推計方法: エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。</p> <p><物流> 適用件数: 220 件/年(見込み) 推計方法: 荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】 平成 30 年度について以下のとおり。 適用件数: 272 件(見込み) 推計方法: 適用件数の太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数のうち、38.5%※の適用があるものとして推計。その他の設備については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。</p> <p>※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推</p>

		計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。 参照:平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)
②	減収額	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 4,801 百万円/年(見込み) ・連携省エネルギー取組 <工場> 1,236 百万円/年(見込み) <物流> 1,014 百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法: 上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p> <p>【再エネルギー】 平成 30 年度について以下のとおり。 4,666 百万円/年(見込み)</p> <p>試算方法: 上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 省エネ量 198.60 万 kl/年 ・連携省エネルギー取組 <工場> 省エネ量 50.97 万 kl/年 <物流> 省エネ量 22.84 万 kl/年</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。 また、システムコストの大幅削減が見込め、FIT に頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシ</p>

			<p>ユフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電の達成に寄与する。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【省エネルギー】</p> <p>省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>再生可能エネルギー設備導入、メンテナンス高度化設備導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【省エネルギー】</p> <p>○平成 29 年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業</p> <p>本事業については、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費型太陽光発電設備、風力発電設備:課税標準となるべき価格の2/3 ・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備:課税標準となるべ

			<p>き価格の 1/2</p> <p>○平成 29 年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)</p> <p>本税制は補助金との併用を認められないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(地熱資源開発事業)
2	対象税目	(地方税26)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) <li style="padding-left: 20px;">地熱資源開発のために使用する「動力付試すい機」の動力源で使用する軽油に関し、軽油引取税(1kLにつき32,100円(32.1円/L))の課税免除の対象とする。 ・特例措置の内容 <li style="padding-left: 20px;">上記の用途で使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の対象とする措置を3年間延長する。 <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>
4	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年4月～平成33年3月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和55年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p style="padding-left: 20px;">ベースロード電源となる再生可能エネルギーである地熱発電について、日本は世界第3位の地熱資源量を有する国であることから、今後更なる導入拡大を進める。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p style="padding-left: 20px;">エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、地熱発電は導入加速に向けた取組を強化すべき電源として位置づけられており、長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定)においては、2030年度に設備容量を現状(約51万kW)の約3倍の約140～155万kWまで増加させることを目標としている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地熱開発事業者の開発コストを低減し、地熱発電の導入拡大を図るため、本特例措置により、地熱発電に用いる井戸の掘削コストを約1.8%低減させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置が延長されない場合、掘削コストが増大することから、地熱発電の導入促進に影響を及ぼし、2030年度における導入目標を達成できない恐れがある。そのため、引き続き、地熱発電の導入促進を進めるためには、延長が不可欠。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成24年度 5件 1,219kL 平成25年度 9件 1,803kL 平成26年度 4件 896kL 平成27年度 4件 897kL 平成28年度 1件 415kL 平成29年度 4件 1,686kL(見込み) 平成30年度 6件 3,543kL(見込み) 平成31年度 6件 3,653kL(見込み) 平成32年度 4件 2,888kL(見込み)</p> <p>[課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。]</p>
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>平成24年度 39百万円 平成25年度 58百万円 平成26年度 29百万円 平成27年度 29百万円 平成28年度 13百万円 平成29年度 54百万円(見込み) 平成30年度 114百万円(見込み) 平成31年度 117百万円(見込み) 平成32年度 93百万円(見込み)</p> <p><算定方法> 減収額 = 適用数量 × 揮発油税(32.1円/L)</p>

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○政策目的の実現状況(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)</p> <p>現在、地熱発電は全国で50力所、設備容量約53万kWであるところ、固定価格買取制度、地熱資源開発調査事業、本税制措置などの各種支援制度により、平成29年3月時点において、全国26地点で調査案件が進行。本税制措置により、掘削コストの低減に寄与している。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置等の効果により、全国26地点で調査案件が進行中であり、2030年度の導入目標の達成に向けた開発の進捗が期待される。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置が延長されない場合、掘削コストが増大することから、地熱発電の導入促進に影響を及ぼし、2030年度における導入目標を達成できない恐れがある。そのため、引き続き、地熱発電の導入促進を進めるためには、延長が不可欠。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>初期の地熱資源量調査の事業リスク低減のため、「地熱資源量の把握のための調査事業費補助金(平成29年度予算額:90億円)」を措置。当該事業は、事業者が実施する地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等の開発の難度が高い初期調査に対して、支援を行うことを目的としている。</p> <p>一方、本特例措置は、掘削に必要な燃料費負担の低減が目的であり、本特例措置と上記の補助金との相乗効果により、地熱開発事業者の事業リスクを低減させ、地熱発電の導入拡大を図ることができる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地熱開発に関わる技術者や作業員等が、開発地域に集まることにより、資材・物流・建設等の面から地域経済へ貢献する。</p> <p>具体的には、当該地域における工事の発注、技術者や作業員等の滞在に伴う宿泊施設の活用などが見込まれる。</p>
11	有識者の見解		
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
2	対象税目	(地方税 42) (固定資産税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備)(※)に係る課税標準の特例について、2年間延長する。</p> <p>※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>特例措置の内容</p> <p>上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(自家消費型に限る)、風力発電設備:課税標準となるべき価格の2/3 ・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備:課税標準となるべき価格の1/2 <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。</p> <p>(太陽光、風力については1/2~5/6の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては1/3~2/3の間で設定。)</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第 15 条第 32 項</p>
4	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年 7 月~平成 29 年 3 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。(※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。</p>

			(太陽光、風力については1/2~5/6の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては1/3~2/3の間で設定。)
7	適用又は延長期間		2年間(平成31年度末まで)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月決定) 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22~24%とする。 《政策目的の根拠》 長期エネルギー需給見通し(平成27年7月決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22~24%とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多く、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。本特例措置は導入当初の固定資産税を軽減するものであり、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができることから、本措置は有効である。 固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ) 平成26年度の導入量 1,157.2万kW 平成27年度の導入量 967.8万kW 平成28年度の導入量 695.8万kW
9	有効性等	① 適用数等	平成27年 適用件数 43,548件 平成28年 適用件数 309件(見込み) 平成29年 適用件数 309件(見込み) (推計方法:太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。)

		<p>○将来の推計(平成30年度改正において本特例措置が延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成30年度からであり、平成30年度以降の適用件数について記載する。)</p> <p>平成30年度 309件 平成31年度 309件</p> <p>推計方法:太陽光発電については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。詳細は別添を参照。</p>
②	減収額	<p>○過去の実績</p> <p>平成27年度減収額 11,022百万円 平成28年度減収額 14,103百万円(見込み) 平成29年度減収額 13,361百万円(見込み)</p> <p>推計方法: 平成27年度減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から推計。 平成27年度 適用総額 787,347,401千円 減収額 787,347,401千円×1.4%(固定資産税率)=11,022百万円</p> <p>平成28年度、平成29年度の減収額は、太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりのシステム単価」の計算式により推計。詳細は別添参照。</p>
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>○将来の推計(平成30年度改正において本特例措置が延長された場合、実際に固定資産税の軽減が受けられるのは平成30年度からであり、平成30年度以降の減収額について記載する。)</p> <p>平成30年度減収額 8,338百万円 平成31年度減収額 2,765百万円</p> <p>推計方法:太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして、「設備導入容量(kW)×再生可能エネルギー発電設備毎の1kWあたりのシステム単価」の計算式により推計。詳細は別添参照。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成に寄与する。</p>

			<p>また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始後、平成 29 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約 3,539 万 kW であり、認定量は約 8 割、導入量は 9 割以上を太陽光発電が占めている。一方、太陽光以外の電源については、固定買取制度開始から 5 年が経過してもなお、制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約 6,400 万 kW であるのに対して、平成 29 年 3 月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電(住宅+非住宅)の設備容量は約 8,454 万 kW である。しかし、改正 FIT 法施行に伴い、45.6 万件(同 2,766 万 kW)が失効となる見込みであり、さらに土地確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らない見込みである。</p> <p>エネルギーミックスの水準実現のためには、太陽光の導入を引き続き進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。これら電源について、環境面や立地面等の制約を踏まえつつ実現可能な最大限まで導入することを見込む」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。これを実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、固定価格買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギー</p>

		の最大限導入を目指す。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制:エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>融資:日本政策金融公庫の低利融資</p> <p>制度:再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。</p> <p>他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(税制)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させ、設備の再投資を促進するもの。</p> <p>○日本政策金融公庫の低利融資(融資)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し、地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。特に自家消費型太陽光発電は、設置の容易さや、多様な立地場所に応じた設置が可能という利点を生かし、公共施設や学校、工場の屋根等を活用した太陽光発電の普及が進んでおり、地域のエネルギー自給自足を促進している。</p> <p>また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っ</p>

			ていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月